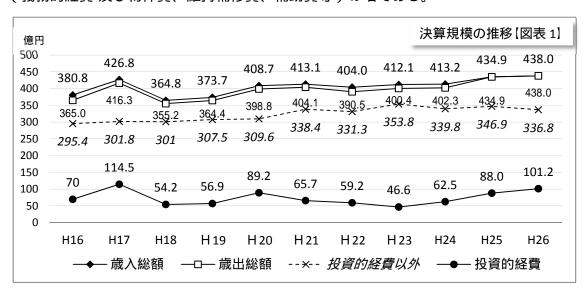
射水市の財政状況(普通会計1)について

1 収支の状況

(1) 決算規模の推移

本市の歳入及び歳出の決算規模は、平成20年度以降、概ね400億円前後で推移している。

なお、平成17年度、平成20年度及び平成25年度は、前年度に比べ大幅な増が見られるが、これは主に投資的経費²の増によるものである。また、平成21年度から平成23年度にかけて、投資的経費は平成20年度と比べ低減傾向にあるものの、決算規模は平成20年度とほぼ同水準で推移している。その主な要因は、投資的経費以外の経費(義務的経費³及び物件費、維持補修費、補助費等)の増である。



平成16年度は合併前5市町村の合計決算額に関連一部事務組合の決算額を考慮した数値。平成25年度は3月補正後の予算額に繰越事業費による増減を考慮、平成26年度は6月補正後の予算額に繰越事業費を加えたもので表記(特に注釈がない場合、以下の図表も同様)

投資的経費の主な増要因

平成 1 7 年度…庁舎改修等の合併関連経費、大門小学校、太閤山小学校整備 等 平成 2 0 年度…新湊南部中学校整備、新湊消防署庁舎整備、野手埋立処分所 再生整備、新湊中央文化会館大規模改修 等

平成24年度…大島・塚原小学校、射北中学校整備、帆船海王丸改修 等 平成25年度…作道・塚原・大門・大島小学校、新湊・射北・小杉中学校整備 等 平成26年度…庁舎整備、作道・塚原小学校、新湊・射北・小杉中学校整備、消防 救急無線デジタル化整備、消防車両の更新 等

・ 投資的経費以外の主な増要因

平成21年度…定額給付金給付事業、緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生事業 等

¹ 普通会計...統計上の会計区分で、本市の場合、一般会計及び墓苑事業特別会計を合算し、重複額を控除したもの。他団体との 比較に用いる。

² 投資的経費…道路、橋、公園、学校の建設など、社会資本の整備に要する経費

 $^{^3}$ 義務的経費...歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に節減できない経費 (人件費、扶助費及び公債費の合計)

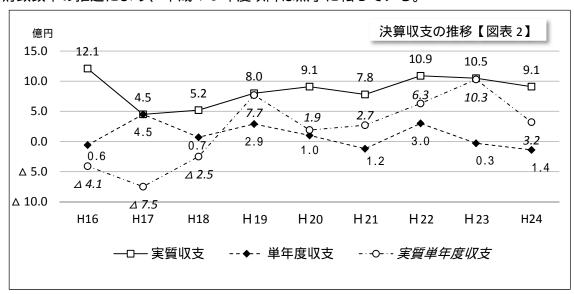
平成22年度…子ども手当等給付費 等 平成23年度…ふるさと基金廃止に伴う基金返済費、基金への積立金 等

(2) 決算収支の推移

実質収支⁴については、合併以降、概ね増加傾向にあり、平成24年度決算における実質収支額は9億1,238万円である。

単年度収支⁵については、合併以降、平成21年度、平成23年度及び平成24年度に 赤字となっているが、これはいわば、累積黒字を活用して市民サービスに充当したこと や、将来に備え、基金への積立等を積極的に行ったことによるものである。

実質単年度収支⁶については、平成18年度までは、合併直後の新たな行政需要に対応するため財政調整基金を取り崩すなど厳しい財政運営を反映し赤字となっていたが、行財政政革の推進により、平成19年度以降は黒字に転じている。



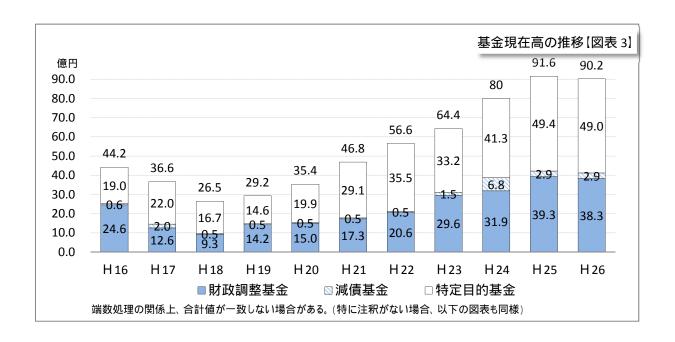
(3) 基金現在高の推移

基金のうち、財政調整基金については、合併以降、新たな行政需要に対応するため急激に減少したが、平成19年度以降は実質収支における黒字額の増に伴い、増加傾向にある。また、特定目的基金についても同様に合併以降減少傾向にあったが、平成20年度以降は、合併地域振興基金(平成20年度から毎年度5億円ずつ)や庁舎建設基金(平成21、22年度は2億円ずつ、平成23、24年度に3億円ずつ)への積み立て等により増加傾向にある。なお、平成25年度決算(見込)における基金現在高(普通会計分)は、約91億6千万円となっている。

⁴ 実質収支...歳入総額から歳出総額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越した事業に充てるために留保すべき財源を差し引いたもの。

⁵ 単年度収支…当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたもの。単年度収支が黒字の場合は新たな剰余が生じたことを意味し、単年度収支が赤字の場合は過去の剰余金がその分だけ減少したことを意味する。

⁶ 実質単年度収支…単年度収支から、実質的な黒字要素(財政調整基金積立金、市債繰上償還額)や赤字要素(財政調整基金取り崩し額)を加減したもの。当該年度における実質的な収支を把握するための指標。

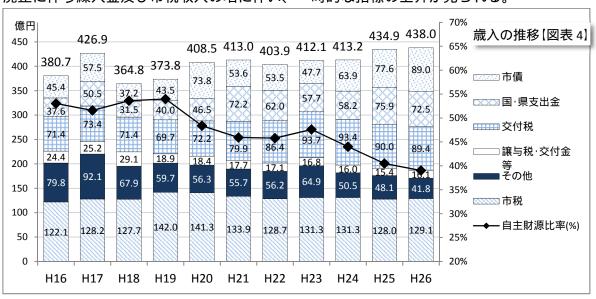


2 歳入の状況

(1) 歳入内訳の推移

平成17年度、20年度及び24年度以降は、主に投資的事業に伴う財源としての国・県支出金や市債が増加している。平成21年度は、定額給付金事業や緊急雇用創出事業等の実施に伴う国・県支出金が増加している。また、普通交付税については、平成20年度以降、急激に増加している。

なお、歳入全体に占める自主財源⁷の比率は、税源移譲が行われた平成19年度までは50%を超えていたが、平成20年度以降、市税収入の減及び依存財源⁸である地方交付税の増などにより50%を割り込んでいる。また、平成23年度は、ふるさと基金の廃止に伴う繰入金及び市税収入の増に伴い、一時的な指標の上昇が見られる。

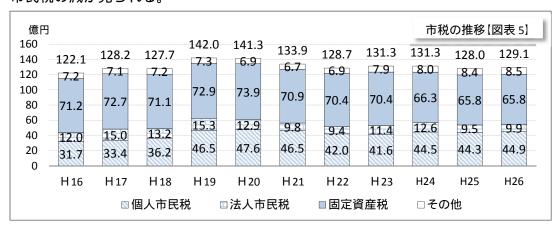


⁷ 自主財源…市税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

⁸ 依存財源…地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国・県支出金、市債

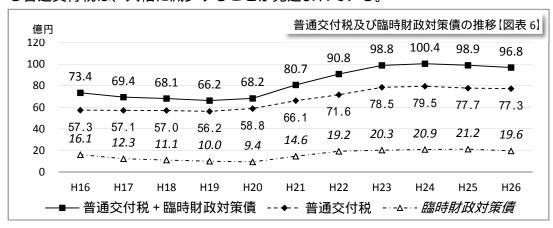
市税の推移

主要一般財源である市税は、平成19年度の税源移譲及び定率減税の廃止を受け、一時的に増加したものの、その後の景気の低迷や固定資産の評価替え等の影響により、平成20年度以降、概ね減少傾向にある。なお、平成24年度には、年少扶養控除の廃止に伴う個人市民税の増、平成25年度には、法人税率引下げに伴う法人市民税の減が見られる。



普通交付税の推移

普通交付税及び普通交付税の代替財源である臨時財政対策債。は、ともに平成16年度から実施された三位一体の改革の影響を受け減少傾向にあったが、平成20年度以降、普通交付税の合併算定替の影響はもとより、市税収入の減、さらには臨時財政対策債や合併特例事業債」といった後年度における交付税措置率の高い市債に係る償還額の増に伴い、大幅に増加している。なお、普通交付税の合併算定替については、平成28年度以降段階的に縮減され、平成33年度以降、本市に交付される普通交付税は、大幅に減少することが見込まれている。



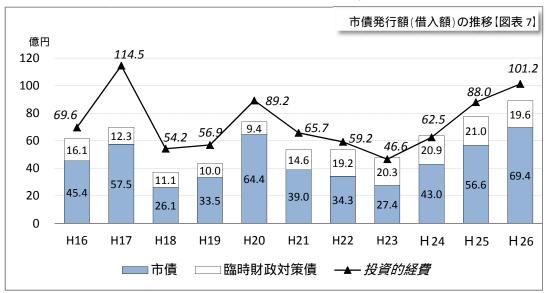
9 臨時財政対策債…普通交付税における国の財源不足分を補てんする市債であり、全額が後年度に交付税措置される。実質的には交付税の代替財源である。

¹⁰ 普通交付税の合併算定替…合併年度に続く 15 か年(射水市の場合、平成 32 年度まで)に限り適用される普通交付税算定の特例措置。合併年度に続く 10 か年は、合併前の旧市町村ごとに算定された普通交付税の合計額が交付されるが、11 年目(平成28 年度)以降、段階的に額が縮減され、16 年目(平成33 年度)以降は合併市である射水市として算定(一本算定)された交付税のみが交付される

¹¹ 合併特例事業債…合併年度に続く 15 か年(射水市の場合、平成 32 年度まで)に限り適用される地方債制度の特例措置。起 債対象経費に対する充当率は 95%、毎年度の元利償還金に係る交付税措置率は 70%と、一般の地方債と比べ市の実質負担が少ない(有利な)地方債。

市債発行額(借入額)の推移

臨時財政対策債を除く市債の発行額(借入額)は、投資的経費の推移とほぼ連動 して推移している。また、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債は、国の財 源不足を反映し、平成21年度以降、増加傾向にある。

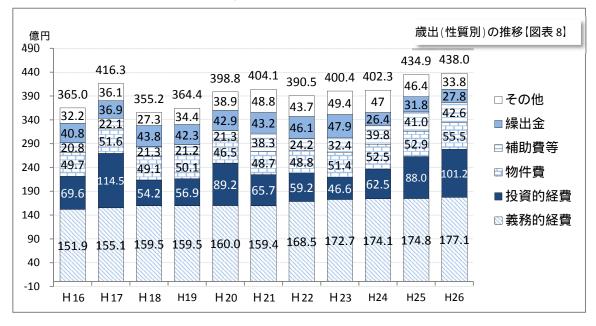


3 歳出の状況

(1) 歳出(性質別)内訳の推移

全体的な予算規模は、前述のとおり、概ね投資的経費の増減により変動している。

- ・ 義務的経費(人件費、扶助費、公債費)は、年々増加傾向にある。
- ・ 物件費(委託料、需用費等)は、平成22年度まで概ね40億円台後半で推移しているが、平成23年度以降、緊急雇用創出事業、予防接種費及び民間保育園運営委託料の増などの影響により、50億円台で推移している。
- ・ 補助費等については、合併以降、平成21年度及び23年度を除き¹²、概ね20億円 台前半で推移してきたが、平成24年度以降、下水道事業特別会計が企業会計に移行 し、同会計への繰出金の一部が補助費等で計上されるようになったことに伴い、40 億円前後で推移している。(同様の理由により、繰出金については、合併後、概ね40 億円台で推移してきたが、平成24年度以降、20億円台前後で推移している。)また、 平成26年度における補助費等の伸びは、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給 付金の給付による影響が大きい。

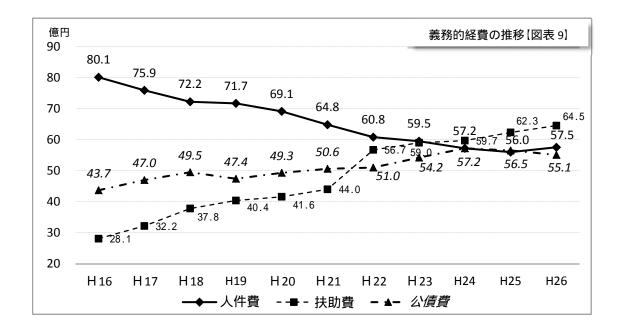


義務的経費の推移

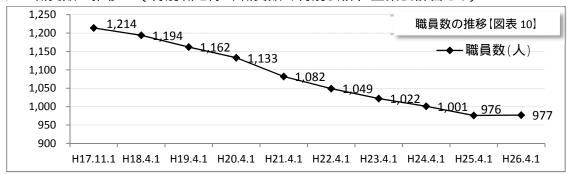
義務的経費のうち、人件費については、定員適正化計画の実行等(平成25年度には国による地方公務員給与の削減が行われた。)により減少傾向にあったが、平成26年度は職員の再任用制度が導入されたことなどの影響により、前年度と比べ、増となっている。また、扶助費は増加傾向にあり、とりわけ平成21年度から平成22年度にかけて伸びが著しいが、これは子ども手当制度の導入に伴う影響が大きい。公債費については、平成24年度までは増加傾向であったが、以降、低減傾向にある。

なお、義務的経費全体では、合併以降、一貫して増加傾向にある。

 $^{^{12}}$ 補助費の推移のうち、平成 21 年度については定額給付金給付事業の実施、平成 23 年度についてはふるさと基金の廃止に伴う県の出資金等の返済費を計上したことから、一時的に増加している。

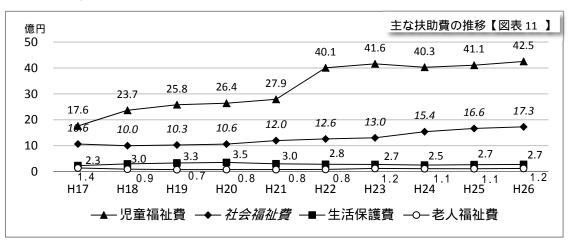


ア 職員数の推移 (特別職を除く職員数 [特別会計、企業会計含む])



イ 主な扶助費の推移(目的別)

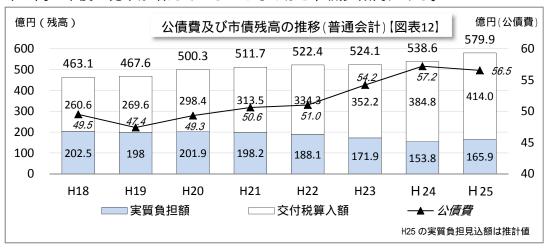
扶助費のうち、児童福祉費の伸びが顕著である。その要因として、平成18年度からは子ども医療費の対象拡大等が、平成22年度からは子ども手当制度の導入等が挙げられる。また、社会福祉費も増加傾向にあるが、これは、平成18年度の障害者自立支援法の施行に伴い、順次、障がい者施策の拡充が図られたことによるものである。

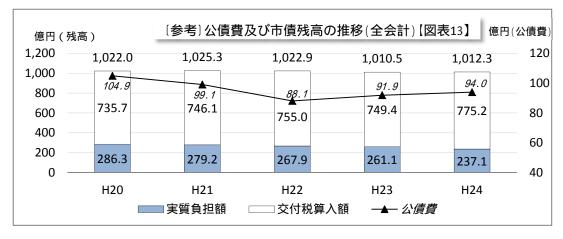


ウ 公債費及び市債残高の推移

単年度の公債費については、臨時財政対策債や合併特例事業債の償還額の増に伴い概ね増加傾向にあり、平成25年度予算では約56.5億円(3月補正後)を計上している。

市債残高は、合併以降増加傾向にあるが、後年度に交付税算入される額を差し引いた実質負担見込額は、合併特例事業債や臨時財政対策債など後年度の交付税措置率の高い市債の比率が増えていることなどから、減少傾向にある。





4 主な財政指標の状況

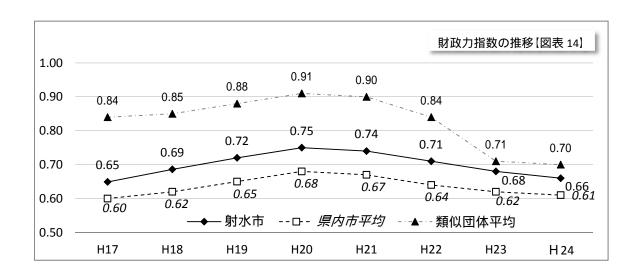
(1) 財政力指数 (値が大きい方がより健全)

基準財政需要額(標準的な行政費用)に対する基準財政収入額(標準的な収入)の割合を示す指標(3年平均)。この数値が大きいほど財源に余裕があるとされている。

合併以降、指数は増加傾向にあったが、市税収入の減などの影響により、平成21年 度以降、指数は低下傾向にある。

また、県内都市の平均との比較では、常に0.05から0.07ポイント上回っているが、類似団体13の平均との比較では、常に0.03から0.19ポイント下回っている。

¹³ 類似団体…総務省は全国の自治体を人口や産業構造によって区分しているが、同じ区分に属する団体を類似団体という。射水市が属する -2(人口5万人以上10万人未満、産業構造 次・ 次95%以上かつ 次65%未満の団体)には、H22年度までは44団体、H23年度以降は20団体が属している。



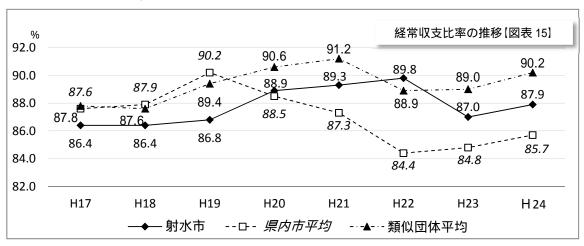
(2) 経常収支比率 (値が小さい方がより健全)

市税など経常的に収入される一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費等の経常的に 支出される経費に充当される一般財源の占める割合。この比率が高いほど経常的な余裕 財源が少なく、財政の硬直化が進んでいると言える。

指標の主な上昇要因として、平成20年度は主に物件費(ごみ処理施設の運営業務の民間委託)補助費等(コミュニティバス運行費)及び他会計への繰出金に充当する一般財源の増、平成21年度は除雪経費の増、平成22年度は下水道事業特別会計への繰出金の増、平成24年度は公債費の増などが挙げられる。

平成23年度は、人件費や維持補修費(除雪経費等)の減、市税及び地方交付税の増などにより、指標は対前年度を下回っている。

県内都市の平均との比較では、平成19年度までは平均を下回っていたが、平成20年度以降は、県内平均を上回っている。類似団体との比較では、平成22年度を除き、平均を下回っている。

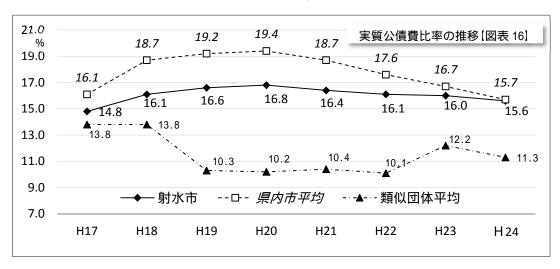


(3) 実質公債費比率 (値が小さい方がより健全)

標準財政規模¹⁴に占める公債費(公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるものを含む)の割合を示す指標(3年平均)。後年度の交付税措置額を差し引いた実質負担額に基づいて算定される。

合併以降、合併特例債や臨時財政対策債などの交付税措置率の高い市債を活用していることなどから、平成21年度以降、数値はやや低下傾向にある。また、合併以降、常に県内の都市平均を下回っているが、類似団体の平均は上回っている。

- ・ 18%以上…公債費負担適正化計画の策定が義務付けられるとともに、市債の発行について県の許可が必要となる。
- ・ 25%以上(早期健全化基準)…財政健全化計画の策定が義務付けられるとともに 一般単独事業に係る起債が制限される。
- ・ 35%以上(財政再生基準)…財政再生計画の策定が義務付けられるとともに、公共事業に係る起債が制限される。



(4) 将来負担比率 (値が小さい方がより健全)

公営企業、出資法人等を含め、射水市が将来負担すべき実質的負債(普通会計)の標準財政規模に対する比率。後年度の交付税措置額を差し引いた実質負担額に基づいて算定され、350%以上が早期健全化基準とされている。

平成19年度から指標が導入され、平成20年度以降、概ね低下傾向にあるが、県内都市の平均は上回っている。また、類似団体との比較では、常に70.5から106. 5ポイント上回る状況となっている。

【計算式】

標準財政規模 = (基準財政収入額 - 各種譲与税 - 交通安全対策特別交付金) × 100 ÷ 75 + 各種譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 普通交付税(臨時財政対策債含む)

¹⁴ 標準財政規模…地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模。

